物事の決定とその評価会議の基本は

運営推進会議における地域の絆

NPO法人地域の絆代表理事

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支 援専門員。1973年生まれ。主な職歴は、生活相談 員、介護職リーダー、デイサービス・グループホー 実践の必要性を感じ、特定非営利活動法人地域の絆 を設立。学生時代に参加した市民運動「市民の絆」 の名前をヒントに命名。現在、広島県内で3カ所の地域密着型サービス事業所を開設運営。

HP: http://www.npokizuna.jp/

「代表理事中島康晴のブログ」で社会福祉に対する さまざまな思いを掲載。

図 地域の絆各事業所における運営推進会議の構成 実施報告 _ ④地域の課題について | 拝聴|| 3質疑応答および意見・ サービス内容の説明事業運営の状況・利用実績 ・近況報告・会議の 事業所 への意見・ 要望および評価/ **)**事業所・行政・ 地域包括への

聞くことができ、事業所職員もそ ご家族の苦労話や介護者の思いを こでは、家庭で介護をされている 者・家族⇔事業所・職員の単純化 とができます。ここでは、 の利用者の様子をうかがい知るこ たちが今まで知らなかった自宅で のことで、家族の気持ちや、 に多くの時間を割いています。そ した対立関係の構図に陥らないよ 自分

決めごとに対する評価 とにあります。その基 を絶えず行っていくこ

聞くことを心がける 会議の運営を行ってお 本を常に意識しながら 参加者の話を

すから、 を常に心がけます。 事業所職員ばかりが話 参加者の話を聴くこと しすぎないことです 番心がけている点は、 にあたり、 そして、 「質疑応答およ 私たちが 会議の進行 で

び意見・要望の拝聴」

援センター職員の意見をいただき 協働実施したい旨のお願いをして 構造が防げることもあります。 ながらお願いしたところ、ご承諾 断られていたのが、運営推進会議 長に避難訓練を事業所と自治会で 運営推進会議以外の場で、 際に地域の絆であった事例ですが 求めるようにもしています。その 政職員、地域住民にあえて意見を いただけたこともありました。 地域住民と事業所の対立 家族や行政、地域包括支

地域の課題を議題に設ける

方を中心に、地域活動をしていて 協議の場と化してしまうからです。 困っていることをお話いただきま 議論に終始し、単純な家族会との 設定しなければ、事業所における 課題について」の議題を毎回設け まちづくりの視点に鑑み、「地域の 門職、利用者・家族による協働の の目的である地域住民と行政、 るようにしています。この議題を ここでは自治会長・民生委員の また、運営推進会議のもう ービス・ケアの質の向上のみの

> 悩を行政職員に家族が話されるこ ビスが利用できなくなっている苦

小規模多機能以外の外部サ

支援センターの訪問が開始される や、そのようなケースで地域包括 と行政の方からの意見が出ること 木土の9~16時まで開所している にふれあいプラザがあり、毎週火 との民生委員の発言に対し、「近く ビスが利用できないケースがある」 が、自立判定が出ているためサ 保険サービスの利用の要望がある を行ったり、要望として持ち帰ら センター職員や行政職員が、助言 ので、ぜひ利用してもらいたい れることもあります。たとえば、 人暮らしの9歳の女性から介護

会議を外へのネットワ 生命線です。 地域のなかで生活課題を抱える利 的は、事業所内外におけるネッ とも見られます。 用者を支援するためにも、 運営推進会議における直近の ークの構築にあります。そして、 ーク構築の成否は、 ぜひとも、 われわれの ネッ

運営推進会議の進め方③

成功する小規模多機能型居宅介護の

どもたちを対象に書道教室を始め 域の高齢者を先生として地域の子 就労支援の場として、 流れで進めています(図)。 わる事項を説明し、 制度を開始すること、介護報酬に ること、ボランティアのポイン ランティアを受け入れること、 庭裁判所と連携し、 る取り組みを開始することや、 方をボランティアとして受け入れ の全体的な運営の課題や取り組み 行い、それに対して意見を求める 月間における事業所の情報公開を 半部分に行います。まずは、2カ について報告します。たとえば、 (ケア)の内容」の報告・説明を前 の状況」「利用実績」「サービス くる課題について、 「事業運営の状況」では、事業所 事業所の運営方針にかか そこから見えて 触法少年のボ 前号の続きで 発達障害の

設けず、重度の方であれば、運営 者に通じる普遍的な事例の報告も 情処理」のなかで、 故およびヒヤリ・ハット」や 宿泊する形態も考えられる」(同じ けることを前提として、ほぼ毎日 推進会議に対し報告し、評価を受 を、②は、「宿泊サービスの上限は おむね3分の1以下が目安となる」 の利用者が登録定員に比べて著し 機能型居宅介護は、通いサービス 生労働省令にある「指定小規模多 および長期宿泊の理由。①は、 用者数の3分の1以上を常時維持 項目をご確認いただきます。 日々の実績を2カ月分表にまとめ 入った配布資料で説明します。 出支援、日々の活動状況を写真の ベントの開催状況や、利用者の外 「著しく少ないとは、登録定員のお に対して、同じく厚労省Q&Aの く少ない状態が続いてはならない しては、地域住民を対象にしたイ くQ&A)に依拠した項目です。 「サービス(ケア)の内容」に関 ②長期宿泊利用者数 すべての利用 大きく2つの

「宿泊」および「登録」利用者数の

だくようにしています。このよう 主体的にその対応策を考えてい ではなく、それができない事業所 の言い分を一方的に呑み込むだけ ることもあります。無論、参加者 不満がある」と再調整を求められ と支持されることもあれば、「まだ るのです。「改善して良くなった」 カ月後の評価をここで改めて受け 事項を行います。その実施した2 意点を確認する勉強会を開く決定 連絡帳の記録マニュアルを作成す 少ない」といったご指摘を受けて、 になっていない」「具体的な記録が 連絡帳の内容が家族の求めるもの ご家族の方から、 評価も行います。 対する対応策(決定事項)の実施 ス・ケアの質の向上につながる話 つながるなど、 にして、連絡帳の書式が改善され の事情も説明し、 の専門職としての目的・意義・留 ることと、連絡帳の記録について し合いがなされています。 職員の研修会開催の機会に 新たなマニュアルが完成し 参加者から受けた課題に 事業所のサー 構成員の方にも たとえば、

こともありますし、 の市町村独自加算を開始すること 小規模多機能

61 介護ビジョン・2009.6